公　　示

次のとおり、河川法第９９条に基づく委託手続について公示します。

令和　７年　５月１６日

支出負担行為担当官
帯広開発建設部長　時岡　真治

１　業務概要

(1) 業務名

帯広川河川空間美化活動

(2) 業務の概要

帯広川は帯広市街地に位置し、市民の憩いの場、自然学習の場、カヌーツーリングの場として現在でも活発に利活用がなされており、河川環境の整備と保全の観点から、引き続き多様な河川環境を利用したレジャー、自然学習、河川ツーリズムなどの活動の場として、水辺とふれあい親しめる場を目指し、良好な河川空間の保全、整備に努めていかなければならない。このためには河川利用者の要望も踏まえ、帯広川の河川景観及び多様な植生の保全、並びに河川利用時の障害となる支障木、塵芥物の処理を都度適切に行うことが必要である。このことから、帯広川の良好な河川空間の保全、整備に向けて、散在する塵芥物集積等を行う作業を実施するものである。

(3) 委託期間は次のとおり予定している。

令和７年６月２７日（金）から令和７年１０月３１日（金）まで

(4) 本業務の受託を希望する者は、下記２に掲げる資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(5) 提出された申請資料を元に採点による資格審査等を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす受託希望者の中から１者を選定し委託する。

(7) 委託費は実費相当額とし、上記(5) の選定後に発注者の積算した委託料の限度額をもって委託先に選定された受託希望者と協議を行い、協議成立後に契約書を締結するものとする。

２　委託先の資格要件

委託先の対象となる者は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人については、河川法第９９条第１項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

(3) 当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

(4) 令和０７・０８・０９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(5) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記(4) の書類を提出した者を除く。）でないこと。

(7) 申請資料の受領期限の日から契約締結の日までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成１３年１２月１８日付北開局会第６１１号）又は「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和６０年４月１日北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　手続き等

(1) 担当部局

〒080-8585　北海道帯広市西５条南８丁目　帯広第２地方合同庁舎

北海道開発局　帯広開発建設部　契約課　上席専門官

電話　0155-24-3198（内線574）　FAX　0155-24-4868

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間

令和７年５月１６日（金）から令和７年６月４日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時から１７時まで。ただし、最終日は１２時までとする。）

イ　交付場所

３(1) に同じ

ウ　交付方法

交付場所において直接交付する。ただし、直接交付を受けることが困難な場合は、郵送等による交付を行うので、上記３(1) の担当部局に申し出ること。この場合、送料等は郵送等を希望する者の負担とする。

(3) 申請書類の提出期限、場所及び方法

令和７年６月４日（水）１２時まで。上記３(1) に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）、ＦＡＸ（着信を確認すること。）、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６号に規定する一般信書便事

業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

４　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：３(1) に同じ。

(3) 申請資料の作成及び提出に要する費用は、受託希望者の負担とする。

(4) 提出された申請資料は、受託希望者に無断で２次的な使用は行わない。

(5) 申請資料に虚偽の記載を行った場合は、当該資料を無効とするとともに、記載を行った受託希望者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 委託先に選定された者の申請資料については、国等の行政機関の情報公開法（平成１１年法律第４２号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 委託先に選定された者は、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。